令和8年度指名停止業者一覧表

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	備　　考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目15番2号 (株)大林組 00-003000 代表取締役 佐藤　俊美	令和8年4月13日から 令和8年5月12日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鰍沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
2	独占禁止法違反行為	東京都千代田区麹町五丁目1番地 日本ハイウエイ・サービス(株) 00-004057 取締役社長 舟久保　公雄	令和8年5月22日から 令和8年11月21日まで (6か月) ※期間特例適用	第2条第1項 別表第2第4号	左記業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
3	その他不正又は不誠実な行為	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 富士通Japan(株) 00-004422 代表取締役社長　長堀　泉	令和8年6月25日から 令和8年7月24日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日、当該業者の事務所などで株式会社富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。
4	建設業法違反行為	大阪府大阪市中央区南久宝寺町3丁目1番8号 (株)カナデビアエンジニアリング 00-011698 取締役社長　森本　智	令和8年7月13日から 令和8年8月12日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第10号	左記業者は建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和8年6月19日付けで法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
5	その他不正又は不誠実な行為	東京都江東区新砂一丁目1番1号 (株)竹中土木 取締役社長　竹中　祥悟	令和8年7月13日から 令和8年8月12日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者の社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。

令和8年度指名停止業者一覧表

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	備　　考
6	公契約関係競売等妨害又は談合	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号 (株)東京エネシス 代表取締役社長　眞島　俊昭	令和8年7月28日から 令和9年1月27日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第8号	左記業者の社員は、群馬県上野村の発注工事において、同村職員から事前に設計金額を入手した上で落札したとして、令和8年6月16日に官製談合防止法違反等の容疑で群馬県警に逮捕され、同年7月3日に起訴された。
7	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市北区中崎一丁目2番23号 協和テクノロジィズ(株) 代表取締役　十河　元太郎	令和8年7月28日から 令和8年8月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者は、登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで、電波法の規定に基づく行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けた。
8	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田錦町一丁目1番1 イオンディライト(株) 代表取締役　宮前　吾郎	令和8年7月28日から 令和8年8月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
9	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区広尾5丁目4番12号 東洋テクノ(株) 代表取締役社長　渡邉　芳春	令和8年9月17日から 令和8年10月16日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員は、北海道山越郡長万部町における北海道新幹線、中ノ沢高架橋工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年3月13日付けで八雲簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、当該業者は国土交通省加藤地方整備局長から令和8年7月24日付けで、指示処分を受けた。
10	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区芝四丁目6番12号 みらい建設工業(株) 代表取締役　石橋　宏樹	令和8年10月9日から 令和8年11月8日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者が構成員となっている共同企業体が受注した名古屋港管理組合発注の工事において、石材を水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかった。 このことが、港則法に違反するとして、共同企業体の代表構成員である左記業者及びその社員が令和8年7月17日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

令和8年度指名停止業者一覧表

指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	備　　考
11	安全管理の不適切により 生じた工事関係者事故	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 東洋建設(株) 代表取締役　中村　龍由	令和8年10月９日から 令和8年11月８日まで (1か月)	第2条第1項 別表第1第7号	左記業者が受注した銚子漁港事務所発注の「銚子漁港水産流通基盤整備及び水産物供給基盤機能保全合併工事(－7.5m泊地(黒生)外浚渫)」において、令和8年7月22日に特定第3種漁港 銚子漁港 銚子市川口町地先において、浚渫作業をしていたバックホウ浚渫船(BH 船)の甲板員が水面に浮かんでいるのが発見され、救急搬送された病院で死亡が確認された。(発生原因:不明)
12	その他不正又は不誠実な行為	千葉市稲毛区稲毛3丁目5番12号ユニオンピア稲毛 (有)中尾建築設計事務所 代表取締役　中尾　利弘	令和8年10月20日から 令和9年1月19日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者は、千葉県立成田国際高等学校発注の「千葉県立成田国際高等学校昇降機棟増築他工事基本・実施設計」の入札において、令和8年9月４日に落札をしたにもかかわらず、技術者が配置できないとして、令和8年9月14日に契約辞退を申し出た。
13	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号 (株)竹中工務店 取締役社長　丁野　成人	令和8年10月23日から 令和8年11月22日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者の社員が、令和8年8月19日に背任の容疑で大阪府警に逮捕され、令和8年9月９日に大阪地方検察庁より起訴された。
14	その他不正又は不誠実な行為	大網白里市北今泉275番地5 (有)佐久間土建興業 代表取締役　佐久間　修	令和8年10月23日から 令和8年11月22日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員は、令和5年9月14日、千葉県銚子市内の工事現場で発生した労働災害により、労働者が4日以上休業することとなったため、本来は所管の銚子労働基準監督署長に事故報告を行わなければならないところ、東金市内に所在する資材置き場で発生した労働災害と偽り、東金労働基準監督署長に事故報告を行ったとして、令和8年4月９日、東金簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
15	その他不正又は不誠実な行為	愛知県名古屋市中区栄四丁目6番25号 川北電気工業(株) 取締役社長　大津　正己	令和8年10月28日から 令和8年11月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第11号	左記業者及びその社員は、愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年4月10日付けで半田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、当該業者は国土交通省中部地方整備局長から令和8年9月29日付けで、指示処分を受けた。